

## 子どもたちの健全育成のための域校連携共同宣言

住みよい地域社会づくりを推進する釧路市連合町内会（以下「連合町内会」という。）は、児童生徒の登下校時における挨拶、声かけ、見守りなどの取組や社会体験の場となる地域行事を通して、子どもたちの健全な育成に寄与してきた。

また、釧路市立小学校及び釧路市立中学校（以下「学校」という。）は、地域との連携を図りながら、児童生徒に家族や社会の一員としての基礎的・基本的な知識などの習得を促し、社会生活の基盤となる豊かな人間性を育んできた。

このように地域と学校は、これまで永年にわたり相互に協力し、子どもたちの健全な育成に努めてきた。

しかしながら、近年、全国的に子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し、急激な現代メディアの発達をはじめ、利己主義的な大人社会の風潮、生活体験などの体験活動の減少、厳しさを増す子育て環境などを背景とした様々な教育課題が生じており、釧路市においても、これらの課題に対する地域と学校による一体的な取組がこれまで以上に必要となっている。

このため、連合町内会、釧路市小中学校校長会（以下「校長会」という。）及び釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、これまで積み重ねてきた協力関係を土台とし、釧路市の子どもたちの健全な育成を目的とした地域と学校の連携による取組（以下「域校連携」という。）を下記により一層推進することを確認し、ここに宣言する。

### 記

#### （域校連携の推進主体）

- 1 本宣言に基づく域校連携を推進する主体は、釧路市連合町内会会則第3条に定める構成員である町内会及び同会則第6条に定める役員並びに釧路市立学校設置条例別表第2及び別表第3に掲げる学校とする。

#### （域校連携の推進）

- 2 域校連携は、釧路市連合町内会会則に基づく連合町内会活動並びに教育基本法その他の教育関係法令及び学習指導要領に基づく学校教育活動の範囲内において推進するものとする。

(連合町内会の構成員及び役員の学校運営への協力)

- 3 域校連携を推進するため、連合町内会の構成員及び役員は、連合町内会の一員として、学校が設置する協議会等への参加を通して、学校の運営に協力することができる。

(学校長の連合町内会専門部への協力)

- 4 域校連携を推進するため、学校の校長は、校長会の一員として、釧路市連合町内会会則第11条の規定に基づき同会則第5条に定める専門部に協力することができる。

(教育委員会の役割)

- 5 教育委員会は、連合町内会及び校長会と適宜協議しながら、域校連携の円滑な推進に努めるものとする。

平成27年6月18日

釧路市連合町内会

会長

西村 教



釧路市小中学校校長会

会長

大場 和典



釧路市教育委員会

教育長

林 義則

